

資料7
「(仮称)静岡市における
ヤマトイワナの保全に関する条例」
の制定について

静岡市
2026年8月31日

「(仮称)静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」について

<目的>

南アルプスユネスコエコパーク静岡市域におけるヤマトイワナの保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び関係事業者等が一体となって保全措置を推進することにより、南アルプスユネスコエコパークの豊かな自然を象徴する遺存種であるヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として、次世代に継承すること。

<進捗状況>

○第1回環境審議会（令和8年5月27日） 諮問

○パブリックコメント（令和8年7月7日から令和8年8月6日）

- ・意見数（提出者）：12件（12人）
- ・主な意見 協働や周知に関する意見（3件）、保全区域の立入禁止に関する意見（4件）
リニア中央新幹線工事に関する意見（5件）

○第2回環境審議会（令和8年8月24日） 答申

※11月議会に条例案提出予定

「(仮称)静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」のポイント

- 南アルプスユネスコエコパークの豊かな自然を象徴する遺存種であるヤマトイワナ（卵を含む）を社会の協働で保全し、市民共有の貴重な財産として、次世代に継承することを目的とする。
- 静岡市の責務として、ヤマトイワナの置かれている状況を常に把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する啓発及びモニタリング等の必要な措置を行うものとする。
- ヤマトイワナを保全するため、保全区域を指定・告示し、原則保全区域内への立入り、保全区域内のヤマトイワナの譲渡・譲り受けを禁止する。ただし、許可を受けた場合等は、立入り等ができる。
- 学術研究を行う場合その他市長が必要と認める場合に限り、保全区域内において、保全区域内外で生息または養殖されたヤマトイワナの放流及びヤマトイワナの捕獲、殺傷の許可をすることができる。
- 違反者に対し、勧告や命令を行っても従わない場合は、「違反者の事実の公表」や「罰則」が適用される場合がある。

目的

南アルプスユネスコエコパーク静岡市域におけるヤマトイワナの保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び関係事業者等が一体となって保全措置を推進することにより、南アルプスユネスコエコパークの豊かな自然を象徴する遺存種であるヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として、次世代に継承することを目的とする。

責務

○市の責務

- ・ヤマトイワナが置かれている状況を常に把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する啓発及びモニタリング等の必要な措置を行うものとする。

○市民の責務

- ・ヤマトイワナの保全の重要性について理解を深めるとともに、市が実施するヤマトイワナの保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○土地所有者、占有者及び河川管理者の責務

- ・その土地や河川の利用に当たっては、ヤマトイワナの生息環境の保全に留意しなければならない。

○関係事業者※の責務

- ・市が実施するヤマトイワナの保全に関する取組に協力するものとする。

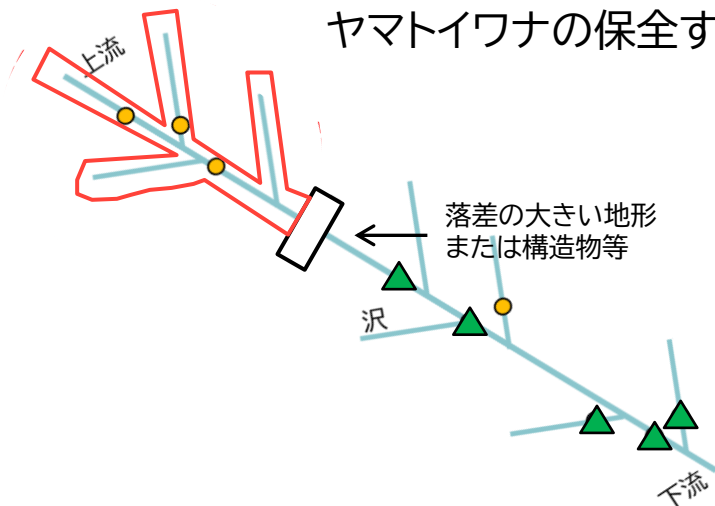
※その事業活動がヤマトイワナの生息若しくはその生息環境に影響を及ぼすおそれのある者又はヤマトイワナの保全に資する事業活動を行う者をいう。

保全区域

南アルプスユネスコエコパーク静岡市域のうち市長が告示する区域とする。

【イメージ図】

ヤマトイワナの保全する区域を告示する



【DNA解析結果】

- 純系ヤマトイワナ
- ▲ 純系ヤマトイワナとニッコウイワナの交雑種

※希少種保護のため、イメージ図で示しています。

立入り・譲渡・譲り受けの禁止

- ・保全区域内に立ち入ってはならない。ただし、許可を受けた場合や土地所有者等が管理するために立ち入る場合は、その限りではない。
- ・保全区域内のヤマトイワナを譲渡又は譲り受けてはならない。ただし、許可を受けた場合は、その限りではない。

放流・捕獲又は殺傷の制限

静岡市は、学術研究を行う場合その他市長が必要と認める場合に限り、放流・捕獲又は殺傷の許可をすることができる。

勧告・命令・立入調査・公表

- ・静岡市は、許可を受けず立入り・譲渡・譲り受け及び放流・捕獲又は殺傷した違反者に対して、当該行為をしてはならないことを勧告することができる。
- ・静岡市は違反者が勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならないことを命令することができる。
- ・静岡市は、必要な限度において、違反者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員をして保全区域に立ち入らせ、違反に係る事実を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- ・静岡市は違反者が命令に従わないときや事実調査で虚偽の報告等をしたときは、その事実を公表することができる。

罰則

次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- ・許可を受けないで保全区域内への立入りやヤマトイワナの捕獲、殺傷行為、保全区域内外の生物の放流を行ったもの
- ・許可を受けないで保全区域内で捕獲したヤマトイワナの譲渡、譲り受けを行った者
- ・虚偽の許可申請により許可を受けた者
- ・調査等において虚偽の報告等をした者